

泉南市教育委員会令和元年第9回定例会会議録

(1) 日時・場所

令和元年9月24日(火)

午後3時00分 開会 午後4時00分 閉会

泉南市役所 大会議室において

(2) 教育委員会出席者

古川 聖登	教育長
片木 哲男	教育委員会委員(教育長職務代理者)
藪内 進	教育委員会委員
柳澤 泰志	教育委員会委員
太田 淳子	教育委員会委員

(3) 事務局出席者の職氏名

岡田 直樹	教育部長
稲垣 豊司	教育部参与
阪上 浩之	教育部次長兼人権教育課長
桐岡 秀明	教育総務課長
岩崎 誠	学務課長
新納 孝啓	指導課長
西本 隆志	生涯学習課長
岡坂 吾一	文化振興課長
山口 雅美	生涯学習課参事(青少年センター館長)

(4) 休憩・遅刻等について

(5) 会議録署名者の氏名

古川 聖登
柳澤 泰志

泉南市教育委員会 令和元年第9回定例会 議事日程

令和元年9月24日(火) 午後3時00分 開会

泉南市役所 大会議室

日程番号	議案等の番号	件名
日程第1		開 会 会議録の承認
日程第2		会議録署名者の指名
日程第3	報告第1号	教育長報告
日程第4	報告第2号	事務局報告
日程第5	議案第1号	泉南市学校給食検討委員会委員の委嘱又は任命について
日程第6	議案第2号	泉南市立文化ホール協議会委員の任命について
日程第7	議案第3号	泉南市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について その他

午後3時00分開会

○古川教育長 ただいまから、泉南市教育委員会令和元年第9回定例会を開催いたします。出席者が過半数であり、定足数に達しておりますので、会議は適法に成立しました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録の承認についてお諮りいたします。令和元年第8回定例会会議録は、既に案として委員の皆様へ配付いたしており、確認いただいておりますので、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、令和元年第8回定例会会議録は、承認することに決定いたしました。

次に日程第2、会議録署名者の指名を行います。本日の会議録署名者は、教育委員会会議規則第12条第2項により、教育長のほかに教育長において柳澤委員を指名いたします。よろしく願います。

次に日程第3、報告第1号、教育長報告を議題といたします。

9月も下旬というのにまだまだ暑い日々が続いておりますが、子どもたちはクーラーの効いた涼しい環境のもとで元気に2学期を過ごしているものと思っております。教育長だより6にも書きましたように、JETプログラムの導入がいよいよ具体的になってまいりました。教育委員会ではALTの受け入れ体制の構築に力を注いでいるところでございます。個人におきましても、私を始め教育委員会事務局職員や学校の教職員が主体的に英語を学び成長した姿で来春以降、ALTの皆様をお迎えしたいと思ひまして、「Are you ready?」というタイトルで私たちも勉強しましょうねという話を書いております。

さて、9月の定例市議会の御報告を簡単にさせていただきます。この議会は波乱の

展開になりまして、昨年度の決算を御審議いただく予定でしたが、泉南市職員による横領事件が発覚いたしましたため、取り下げられ会期も短縮されました。また、教育委員会で補正予算を上げていた案件のうち、ワールドマスターズゲームズ2021関西に関する実行委員会関係予算について、事前説明がなかったという理由で今回は認めていただけませんでした。広報費が大半だったのですが、残念ながら今回は除かれました。そのほかの中学校の校門の遠隔施錠システム設置に関する予算など、前回御説明した内容につきましては、全て全会一致で認めていただいたところです。小学校・幼稚園は既に遠隔施錠システムが設置されておりますけれども、中学校が未設置だったため、それに係る予算を認めていただきました。

また、市役所のフェイスブックにも掲載いたしましたように、先日大阪府庁におきまして青色防犯パトロール車両の贈呈式がございました。これは区で御活用いただき、子どもの安全安心のために役に立てばと思います。

また、先日東小学校で開催されたプログラミング教育公開授業を見学いたしました。これには片木委員も一緒に参加されましたので、もし御感想等あれば後ほど伺えればと存じます。印象的だったのは、子どもたちのモチベーションの高さです。本当に楽しそうに授業に参加しておりました。これには授業者である先生方の日ごろの御研さんと周到な準備のたまものであると思ひます。やはり、授業というのは授業の時間以外にしっかりと準備をする時間を先生方がおとりになれることが大事だなということをも改めて実感した次第でございます。また、iPadや、小さなロボットなどを授業で使用していたのですが、それは御指導いただいている和歌山大学の先生からお借りし

ているものでございましたので、今回教材の充実が急務であるということも感じた次第でございます。

最後に昨夜の「りんくうニュース」をごらんになりましたでしょうか。「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」のPRのためにポロシャツを作り、事務局職員がそれを着て仕事をしている姿が放送されました。その取材を受けまして、私もインタビューにお答えしたりしておりました。今後もさらに広報に力を入れてまいりたいと考えております。

以上です。

ただいまの報告について御質問・御意見等はございませんでしょうか。

片木委員。

○片木委員 先ほどの青色防犯パトロールカーの贈呈があったとお聞きしたんですけども、これは何台いただけたのでしょうか。

○古川教育長 1台です。

○片木委員 なるほど。10校の小学校それぞれに1台ずつ持っておりまして、もう既に十数年たつかと思えます。どの小学校の青色防犯パトロールカーもかなりの走行距離を走っており、かなり傷んでいると思いますので、御配慮いただければと思います。

それから先ほど教育長から東小学校でのプログラミング教育の公開授業のお話があったのですが、私も一緒に見学させていただきました。教育長の言葉どおり、モチベーションの高さを非常に感じました。当初、資金が潤沢な財政状況の自治体であれば、実施できるのかなと思っておりました。泉南市の場合は難しいのかなと少し先入観をもって行ったところ、本当に子どもたちが生き生きとした姿で授業を受けているのを見て驚きました。

特におもしろかったのは、5年生・6年生が体育館で無人バスを走らせようという授業です。ロボットが前後・右・左に動くプログラムを組んで、ゴールにたどり着けるかという実例を見学させていただきました。ロボットに信号を送ることによって、そのとおりに動いていくということに、子どもたちも驚いていたと思います。これは、和歌山大学のデモ機種をお借りしたもので、このような目で見て実感できるような体験を他学年も体験させていければなと思いました。これから学習指導要領でプログラミング教育の実施ということが出てまいりますので予算もつけていただいて、充実していただければなと思いました。

以上です。

○古川教育長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、以上で本報告を終了いたします。

次に、日程第4、報告第2号、事務局報告を議題といたします。山口生涯学習課参事から、夏休みの子どもの居場所づくり事業結果について報告をお願いします。

○山口生涯学習課参事 それでは、私から日程第4、報告第2号、事務局報告1、夏休みの子どもの居場所づくり事業結果について御報告申し上げます。配付しております資料をごらんください。

6月の定例会で既に御説明を申し上げておりますが、A・B・Cの3つの内容で実施をさせていただきました。Aが大阪府立大型児童館ビッグバンによる出張遊び場づくりと工作プログラムです。工作はお絵かきロケットというのとぺたぺた貯金箱をさせていただきました。Bが、青少年センターの遊びブースです。これは青少年センターで持っております色々な種類のおもちゃ

を持っていきまして、自由に遊んでいただくというのと、図書館の絵本を持って行き、自由に読んでいただいたり、読み聞かせをしていただいたりというものです。Cは、青少年センターの遊びブースと、埋蔵文化財センターで計画しました牛乳パックを使って色々な形をつくっていきこうという造形遊びをさせていただきました。このA・B・Cにつきまして、内容は各1回ずつ、各小学校区で計3回実施いたしました。ただし、東小学校につきましては人数が少ないので、A・B・Cの全てを1日で開催させていただいております。

次に参加者数をごらんください。A・B・Cの内容ごと、校区ごとの参加者数と参考までに各学校の児童数を記載しております。東小学校につきましては先ほど申し上げましたとおり、1日での開催のために内容ごとの参加者数はとっておりませんので、一括して掲載させていただいております。全体として参加のべ人数は1,049名、実施回数は28回となっております。

次に決算見込み額をごらんください。訂正がございます。決算見込み額の横の190万8,000円と書いていますのは予算額として、決算見込み額のところを予算額に訂正をお願いいたします。決算見込み額は右下の表にございますように、173万1,000円となっております。主な内訳は記載のとおりです。ビッグバンさんやボランティアさんに対する謝礼と、PR用のチラシなどの印刷製本費、おもちゃの購入費、図書の購入費などとなっております。

簡単ではございますが、以上で御報告を終わらせていただきます。

○古川教育長 ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんか。

ないようですので、次に新納指導課長から英語検定の市内準会場の設置、団体申し

込みについて報告をお願いします。

新納指導課長。

○新納指導課長 先月にもお知らせしてまいりましたとおり、10月6日に英語検定の準会場設置をいたします。場所は泉南中学校をお借りいたします。現在の申込み状況は、中学生が78名、全ての中学校から申込みがございます。あと一般の申し込みもございまして、合計82名受験いただく予定になっております。

簡単ですけれども報告は以上です。

○古川教育長 ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんか。

ことしからスタートでございます。

片木委員。

○片木委員 英語検定の3級というのは、中学卒業程度というふうに言われますよね。82名の申し込みがあったとのことですが、これは実際には4級、5級の試験を受験するということですか。

○新納指導課長 内訳は、3級受験の方が26名。準2級を希望される方も7名おまして、英語を得意としている生徒なんだと思います。4級が25名、5級が20名です。

○片木委員 検定料が、準2級でしたら4,900円、3級でしたら3,900円と、負担が大きいと思います。泉南市は英語教育を重視して取り組んでいくとのことなので、来年から検定料につきまして、少しでも市から助成をしていただければ受験者もふえるのではないかと思います。そういった配慮もお願いいたしたいと思います。

○古川教育長 ほかにございませんでしょうか。

太田委員。

○太田委員 二つあるんですけれども、一つ目は4級や、5級だと大体小学生で英語を先取りで勉強している子どもも受験できるのかなと思います。今後小学生も受験できるようになれるのかということ、二つ目は、この準会場を泉南中学校に設置し、受験できるということの宣伝は、学校でどのように取り扱っているのかということです。中学校3年生の生徒だと、高校受験のときに準2級の資格を持っていると、私学の場合は、見込み点をいただけるのではと思います。もし先生から御周知いただければ、受験者もふえると思います。そのあたりはどのように学校で取り扱われているのでしょうか。

○新納指導課長 まず一つ目、小学生の受験について、来年度は実施していきたいと考えています。しかし、小学生の場合は受験会場までの移動等、課題もありますので、どんな形で実施するかを検討していきたいと思っています。

二つ目、高校入試にかかわる英語検定の取扱いにつきましては、大阪府からも周知するよう通知されておりまして、中学校で進路指導の際や、英語の教科の中で今回の英検を合わせて情報提供していただいていると思います。公立においても英語検定資格については点数化できる場合もあります。

以上です。

○古川教育長 ほかにございませんでしょうか。

先ほど片木委員から御要望がございましたけれども、今回初めて導入するに当たって本会場のほかに準会場を泉南中学校に設けたということで、電車に乗って会場に向かわないといけないようなケースが減った

のと、1,000円安く受験できるようになったというところは、工夫させていただいたところかなと考えております。また御意見につきましても今後の課題とさせていただきます。

そのほかに事務局から報告はございませんでしょうか。

よろしいですか。

ないようですので、以上で事務局からの報告を終了いたします。

それでは、次に日程第5、議案第1号、泉南市学校給食検討委員会委員の委嘱又は任命についてを議題といたします。

本議案の説明を桐岡教育総務課長からお願いします。

桐岡教育総務課長。

○桐岡教育総務課長 それでは、日程第5、議案第1号、泉南市学校給食検討委員会委員の委嘱又は任命について、説明させていただきます。

このたび泉南市学校給食検討委員会を開催するに当たりまして、その委員に委嘱又は任命したい方の承認を求めるものでございます。

泉南市学校給食検討委員会の根拠につきましては、ページをめくっていただきまして2ページ、泉南市附属機関に関する条例第2条、設置というところを書いております。「法律又は別に条例を定める者を除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く」としておりまして、第1号で、「市長の附属機関」、第2号で、「教育委員会の附属機関」というふうに定められております。

それに基づきまして3ページ、泉南市学校給食検討委員会規則を定めております。第2条、所掌事務というところで、「検討委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする」としまして、第1号で、「学校給

食の適正運営に関すること」、第2号で、「学校給食の安全性に関すること」、第3号で、「その他学校給食に関すること」を議論することとなっております。

続きまして、第3条、構成というところで、「検討委員会は委員10名以内で構成する」となっておりまして、第2項第1号におきまして、「学識経験を有する者」、第2号で、「PTA代表」、第3号で、「学校長代表」、第4号で、「市職員」、第5号で、「その他教育委員会が必要と認める者」となっております。

1ページに戻ってください。まず第1号の委員といたしまして、学識経験を有する者、泉佐野泉南医師会副会長の松本英一氏、第2号の委員といたしまして、PTA代表、泉南市PTA協議会母親委員会副委員長の安井智美氏、第3号の委員といたしまして、学校長代表、泉南市立一丘中学校校長の谷垣洋介氏、第4号の委員といたしまして、市職員、泉南市教育委員会教育部長の岡田直樹氏をこのたび推薦するものでありますので、以上4名につきましては、本検討委員会委員として適任者と認め委嘱又は任命したいので、このたび提案するものでございます。甚だ簡単ではございますけれども、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○古川教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんか。

ないようですので、以上で質問・意見を終了し、議案第1号を採決いたします。

お諮りします。

本議案を承認することに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第2号、泉南市立文化ホール協議会委員の任命についてを議題といたします。

本議案の説明を岡坂文化振興課長からお願いします。

岡坂文化振興課長。

○岡坂文化振興課長 それでは私から日程第6、議案第2号の泉南市立文化ホール協議会委員の任命について説明させていただきます。

お手元の資料をごらんください。まず3ページに泉南市立文化ホール条例がございます。第3条第1項で、「ホールに泉南市立文化ホール協議会を置く」となっております。第2項で、「協議会はホールの運営に関し、泉南市教育委員会の諮問に応じるとともに、ホールの行う各事業について委員会に対して意見を述べるものとする」となっております。

協議会の組織としましては、第4条第1項に定数12名と定めております。そして、第2項には、「協議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者、公募による市民並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する」となっております。

1ページに戻りまして、まず、梶本邦光文化協会会長が再任となります。新任は、社会教育関係者としまして、フラダンス関係の指導者の打田ゆく子氏、ムジカーレ泉南の代表の三好久美子氏。学校教育関係者といたしまして、信達中学校校長の木村京子氏、公募委員としては、奥野純氏と田中敬子氏の6名が適任者であると考えて提案いたします。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○古川教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんか。

よろしいですか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本議案を承認することに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第3号、泉南市就学援助規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本議案の説明を岩崎学務課長からお願いします。

岩崎学務課長。

○岩崎学務課長 それでは、日程第7、議案第3号、泉南市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について御提案させていただきます。

提案の理由といたしましては、これまで小学校入学後の8月に支給しておりましたものを、小学校入学前の準備金として早期支給をすることで、保護者の経済的負担を早期に軽減するという事で本規則を提案するものでございます。

2ページは、本規則の一部を改正する内容でございます。次に5ページの新旧対照表をごらんください。第2条の中で「次に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる」を、「「児童生徒」とは本市の区域内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう」に改めます。その各号を次のように改めます。第1号として、「小学校就学予定者」、第2号として、「泉南市立の小学校又は中学校に就学している者」とします。

続きまして、第2条に次の2項を加えます。第2項としまして、「この規則において「小学校就学予定者」とは、泉南市立小学

校の就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。）をいう」とします。第3項は、「この規則において「保護者」とは児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人、未成年後見人もないときは現に当該児童生徒の監護及び教育をしていると認められる者）をいう」とします。

続きまして、第4条の見出しでございますが、これまでは実施としておりました「援助の実施」から、「援助の種類等」に改めます。そして第1項第7号及び第8号を次のように改めます。第7号は「医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要する費用に限る。）」。第8号は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第17条第4項の規定による共済掛金のうち保護者から徴収する額」でございます。

そして第4条の第1項第10号に「小学校入学準備金」を加えます。

次に第4条第3項を、「小学校就学予定者の保護者については、第1項第1号から第9号までの就学援助は行わない」とします。

続きまして、第4条に、「第1項、第5号に掲げる費用に係る就学援助については、次条第2項に定める教育長が指定する期日を過ぎて、本市に転入した者に限り行う。ただし、他市区町村において同じ趣旨の援助を受けた者については行わない」を加えます。

次に、第5条冒頭に「就学援助を受けようとする保護者は」とございますが、この前部分に、「前条第1項第1号から第9号に掲げる費用に係る」を加え、「就学援助費受給申請書（様式第1号）により」を削り、同じく同条に、第2項、「前条第1項第10号に掲げる費用に係る就学援助を受けよう

とする小学校就学予定者の保護者は、当該小学校就学予定者が小学校に就学する年度の前年度において、教育長が指定する期日までに、必要な書類を添付し、教育長に申請しなければならない」を加えます。

次、第6条の見出しですが、「受給者の決定及び通知」を「受給者の認定」に改めます。第6条、「就学援助を行うことを決定したときは、泉南市就学援助費支給認定通知書及び支払通知書（様式第2号）により、就学援助を行うことが適当でないと認めるときは泉南市就学援助費支給不認定通知書（様式第3号）により、前条の申請をした者に対し、通知するものとする」を、「前条第1項又は前条第2項の申請があったときは、これを審査の上受給者の認定を行い、同条第1項の申請に係る認定についてはその結果を保護者及び学校長に、同条第2項の申請に係る認定についてはその結果を保護者に、それぞれ通知する」に改めます。

続きまして、第7条の、「前条の規定により支給の決定をした者に対し」を、「第4条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる費用に係る就学援助は」に、「教育長が別に定める方法により、次に掲げる区分に応じて、当該各号に定める月に支払うものとする」を、「毎年度、原則2回に分けて支給する」に改め、同条にただし書、「ただし、学校納付金等を納付していないときは、学校長を経由して保護者に支給する」を加えます。

次、第7条の各号を削り、同じく第7条に次の2項を加えます。第2項、「第4条第1項第7号に掲げる費用に係る就学援助は、医療機関又は薬局に随時支給する。ただし、これによることができないときは、保護者に支給する」。第3項、「第4条第1項第10号に掲げる費用に係る就学援助は、就学予定者が就学する年度の前年度の3月末日までに支給する」。第8条の見出しの中、「支

給の取消し等」を、「援助の取消し等」に改めます。同条の、「次の各号のいずれかに該当する」を、「保護者が就学援助を必要としなくなったとき、又は虚偽その他不正の申請をした」に改め、同じく同条各号を削ります。

また様式につきましては、様式第1号から様式第3号までを削ります。この様式につきましては、この後作成いたします実施要綱を新たに作成いたしまして、そこで様式をお示しをさせていただきたいと考えております。

以上です。

御審議よろしくお願いいたします。

○古川教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんか。

柳澤委員。

○柳澤委員 こういった援助が必要な御家庭が、昨今多くなってきているのですか。

○岩崎学務課長 本市は、この就学援助制度を利用しておられる御家庭、世帯が全児童数の約4分の1を占めております。この数は大阪府内の中でもやや高いです。その中で、小学校入学準備金の額について、国が定める基準額が4万600円から、5万600円に、1万円上がりました。泉南市といたしましても5万600円を入学準備金として予算を計上させていただいているというところでございます。

以上です。

○古川教育長 いや、ふえているのかという御質問ではないですか。

○岩崎学務課長 数としては、多い状態がそのままキープされているという状態でございます。

○古川教育長

よろしいでしょうか。

○柳澤委員 はい。

○古川教育長 ほかにございませんでしょうか。

藪内委員。

○藪内委員 6 ページの改正後の第4項の、「第1項、第5号に掲げる費用に係る就学援助については、次条第2項に定める教育長が指定する期日を過ぎて、本市に転入した者に限り行う。ただし他市区町村において同じ趣旨の援助を受けた者については行わない」と書いている部分について、これは他市から転入されて泉南市に来られた方のことだと思うのですが、転入される前の市で就学援助を受けていたかどうかを調べることはできるのですか。

○岩崎学務課長 以前お住まいの市町村の教育委員会に連絡をとって、就学援助を受けていたのかどうかという確認をさせていただこうと思っております。

○古川教育長 対象者全員ですか。

○岩崎学務課長 いえ、転入された方のみです。

○古川教育長 そのほか御質問等ございませんか。

非常に改正した内容がわかりにくいのですが、小学校入学後の8月に支給していた小学校入学準備金を、入学前に支給できるようになったということですね。条文には書かれていないのですが、それには先ほどおっしゃった国の基準額が上がったという

背景があるということですね。これは保護者にはどのような形で通知されるのでしょうか。

岩崎学務課長。

○岩崎学務課長 1月の就学通知に合わせまして、この就学援助制度のお知らせも同時にお送りします。そして申請期間についてですが、1月中に申請いただくというふうに考えております。これは実施要綱に記述します。

また、就学時健診がございますので、その折にも周知はさせていただこうと思っております。

○古川教育長 わかりました。時期ではありますが、入学前の方が何かと物入りでしょうから、このように制度を変えたということでございます。

太田委員。

○太田委員 一つだけ、6ページの改正後の第7条の3行目、「ただし、学校納付金等を納付していないときは、学校長を経由して保護者に支給する」とございますが、これはどういうことですか。

○岩崎学務課長 学校から保護者に対して、学用品、給食費など、様々な請求がありますが、保護者が学校に対して支払いができていない場合、先に学校長へ就学援助費をお渡しさせていただいて、そしてその分を経由して保護者に渡すという意味でございます。

以上です。

○藪内委員 そうしたら就学援助費を一部いただいて、それをもって未払い分の納付金とするという考え方ですよ。

○岩崎学務課長　そうです。就学援助費を保護者が受け取って、それを学校で必要とされる様々な費用、支払いに充てるという流れができていない場合は、学校長へまず就学援助費に当たる部分をお渡しさせていただいて、その後保護者に渡るといった形でございます。

○阪上教育部次長兼人権教育課長　補足です。実はこの条文は、新たに追加したものです。かねてから学校の集金、積立金や教材費の未納・滞納がありますので、そこを補填するために、今までは保護者の方に承諾を得て学校長の口座に就学援助費を入金していたという経緯があります。当然今までどおり保護者の了解をいただかないといけないのですが、学校長を経由して支給することで、滞納金未納金を少しでも軽くする、防ぐということで新たに条文化しました。

○柳澤委員　わかりやすく言うと、給食費等が未納だった御家庭に対して、その分を差し引いた就学援助費を渡すということですか。

○阪上教育部次長兼人権教育課長　そうした調整が可能です。夏の支給の場合には、小学校入学準備金が支給されていたら、5、6万入ります。それによる補填というのは結構大きなことで、保護者も実際それで助かっているということで、実際そういう形になっております。

○片木委員　就学援助費を未納金に充てている件数は何件ぐらいあるのですか。

○阪上教育部次長兼人権教育課長　実際のところ、学校によって偏りがあります。就

学援助を受けている御家庭の割合率の高い学校は、全体の50%を超える学校がございますので、その学校は7、8件あります。14校全て、1、2件は就学援助費の入金を充当するというケースがあります。

○片木委員　先ほどの説明で就学援助費の支給が全児童の25%という説明があったのですが、これはあくまで平均であって、先ほど次長が言われたように50%の学校もあれば20%の学校もあって、平均で25%というように、学校によるばらつきがあるのですね。

○阪上教育部次長兼人権教育課長　10年前は22%程度でした。それが25%までこの四、五年で上がっていますので、やはり受給率は先ほど柳澤委員が御指摘されたように上がっていると思います。それだけ困窮家庭がふえているということと、それと加えて学校によっては50%を超えています。これは6年生の保護家庭も含めるんですけども、要保護家庭と準要保護家庭を入れて全児童・全生徒の50%を超える学校があります。

○太田委員　小学校ですか。

○阪上教育部次長兼人権教育課長　小学校がありますね。中学校でも25%、30%超える学校が4校中1校ございますので、かなり厳しい状態です。

○柳澤委員　就学援助費を支給した保護者が学校へ支払った、学校への支払いが未納である等の管理は当然徹底されていると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○阪上教育部次長兼人権教育課長　学校、保護者、教育委員会の三者の中できちんと

確認を取った上でお金の管理をしていきます。今までもそうでしたし、これからも当然しないとお金がどこに行ったかわからないということだけは絶対ないようにしないといけないと考えております。

○古川教育長 そのほか御質問ございませんか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本議案を承認することに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、議案第3号は承認することに決定いたしました。

次にその他といたしまして、市民体育館・市民球場ネーミングライツパートナー企業決定について、西本生涯学習課長から説明をお願いいたします。

西本生涯学習課長。

○西本生涯学習課長 私から市民体育館・市民球場のネーミングライツパートナー企業決定についての説明をさせていただきます。

このたび、泉南市は民間事業者に命名権を与えることで、当該パートナー企業からその対価を得て、新たな財源の確保、そして集客力、サービスの向上を図ることを目的としまして、本年7月1日に、泉南市行革・財産活用室でネーミングライツに関するガイドラインを策定いたしました。

それを受けまして、本課所管の3施設についてネーミングライツの募集を行いました。以下の2施設について、パートナー企業が決まりましたのでお知らせさせていただきます。

まず市民体育館ですが、パートナー企業が有限会社ハウスせんなんとなります。施

設の愛称がハウスせんなんアリーナ、契約期間が令和元年10月1日から令和4年3月31日の30か月となります。契約金額につきましては、総額90万円、月額3万円となります。

次に、市民球場ですが、パートナー企業が株式会社ジェイコムウエストとなります。施設の愛称がJ:COMサザンスタジアム、契約期間は体育館と同じで、令和元年10月1日から令和4年3月31日の30か月となります。契約金額につきましては総額180万円、月額6万円ということになります。

双子川テニスコートですが、こちらについては企業の応募はなかったということでございます。

泉南市では今回初めての取組ですが、このように3施設中2施設からの応募がありましてよかったかなというところでございます。

以上でございます。

○古川教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんか。

片木委員。

○片木委員 この看板の書きかえ等の費用は、泉南市とパートナー企業のどちらが負担するのでしょうか。

○西本生涯学習課長 基本的に外側の看板等につきましては、パートナー企業の負担になります。泉南市で負担する部分につきましては、今後作成するであろうもの、そしてまたこの30か月間以内に短い期間で終わるようなもの、そういったパンフレット等については、新愛称を使います。例えば広報紙であれば、体育館はハウスせんなんアリーナと明記していただくという形になります。

○古川教育長 ほかにございますか。
太田委員。

○太田委員 新たな財源の確保と知名度、集客力、サービスの向上を図ることを目的としてとありますけれども、これは実際利用者は、こういったサービスを受けることができるのですか。

○西本生涯学習課長 今回、体育館のパートナー企業からはそういった提案はなかったのですが、市民球場ではJ：COMさんが子ども向けの野球大会を開催し、J：COMの番組で放送することや、一部フェンス等の汚れている部分にきれいな看板を掲げて見た目もよくするとか、球場でキャンプをしようとかそういった取組をしていただけという提案がありました。これまで指定管理事業者が主としてやるべきであるところも、パートナー企業にしていだけるのかなというところになります。

○古川教育長 よろしいですか。
ほかに御質問ございますか。
ないようでしたら、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これまでの報告議案のほかに御質問・御意見等はございませんでしょうか。

ないようでしたら、次回10月の泉南市教育委員会令和元年第10回定例会の日程について、お諮りしたいと思います。原則第2火曜日ということですので、第2火曜日ですと10月8日になりますが、日程について桐岡教育総務課長から提案をお願いします。

桐岡教育総務課長。

○桐岡教育総務課長 10月の定例会の日程でございますけれども、同じ日に学校訪問を行いたいと考えておりますので、13時

30分から学校訪問して、それが終わり次第、15時から定例会を開催させていただきたいなと思っております。

それを踏まえまして、できれば15日から31日までの間で、時間を御調整いただきたいと考えております。

(日程調整)

○桐岡教育総務課長 それでは10月29日、火曜日、13時30分から、学校訪問は信達小学校を考えておりますけれども、調整を行って、改めて御連絡させていただきます。
よろしく申し上げます。

○古川教育長 それでは、次回の教育委員会定例会の開催日時は10月29日、火曜日、15時を中心に定例会前の学校訪問を含めて調整するというところで進めさせていただきます。

以上をもちまして、泉南市教育委員会令和元年第9回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

署 名 ()

()